宮城県行政評価委員会 政策評価部会(平成27年度第1回)

日 時:平成27年5月22日(金曜日)

午前10時から正午まで

場 所:行政庁舎11階 第2会議室

平成27年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時:平成27年5月22日(金)午前10時から正午まで

場所:宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席委員:井上 千弘 委員 本図 愛実 委員 稲葉 雅子 委員

内海 康雄 委員 佐々木 恵子 委員 鈴木 孝男 委員

福本 潤也 委員 寶澤 篤 委員

欠席委員:成田 由加里 委員

司 会 それでは、ただいまから「宮城県行政評価委員会平成27年度第1回政策評価部会」を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県震災復興・企画部長の大塚大輔よりご挨拶を申し 上げます。

震災惧・企画部 ただいま紹介のありました震災復興・企画部長の大塚でございます。

本目はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

皆様には、このたび、政策評価部会の委員への就任についてご快諾をいただい たということでございまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げたいと思い ます。

本県の行政評価でございますが、行政活動の評価に関する条例に基づきまして 行われているところでございますが、政策評価部会におきましては、県の総合計 画であります「宮城の将来ビジョン」、それから、震災からの復興の道筋を示しま す「宮城県震災復興計画」、これらに基づきます取組について、毎年、県の自己評 価に対するご意見を皆様からいただいているという次第でございます。

東日本大震災の発生から4年経過したわけでございますが、沿岸部を中心とした被災地におきましては、復興まちづくりをはじめといたしまして、なお多くの 取組が必要な状況となっております。

一方におきまして,未曽有の災害からの復興に当たりまして,その進捗状況を明らかにして,反省や改善,さらには創造的な復興につなげていくことも,私たちに課された大きな使命だというふうに考えております。

委員の皆様には限られた期間の中でご審議いただくこともあり、ご負担をおかけするかと思いますが、事務局としても精いっぱいフォローさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞ よろしくお願い申し上げます。

司 会 続きまして、本日お集まりの委員の皆様及び県の職員を紹介させていただきま す。

お配りしている資料の次第の裏面にございます出席者名簿の順にご紹介をさせていただきたいと思います。

まず初めに、部会長をお願いしております井上千弘委員でございます。

井上部会長 井上でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、副部会長をお願いしております本図愛実委員でございます。

本図委員 本図でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、稲葉雅子委員でございます。

稲葉委員 稲葉と申します。よろしくお願いいたします。

司 会 内海康雄委員でございます。

内海委員 仙台高専の内海と申します。よろしくお願いいたします。

司 会 佐々木恵子委員でございます。

佐々木委員 佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

司 会 鈴木孝男委員でございます。

鈴木委員 よろしくお願いします。

司 会 福本潤也委員でございます。

福本委員 福本です。よろしくお願いいたします。

司 会 寳澤篤委員でございます。

寳澤委員 寳澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 なお、成田由加里委員におかれましては、本日は所用のためご欠席となっております。続きまして、県職員の紹介をさせていただきます。 ただいまご挨拶を申し上げました震災復興・企画部長の大塚大輔でございます。

震災復興・企画部長 よろしくお願いします。

司 会 震災復興政策課企画・評価専門監の江間仁志でございます。

企画・評価専門監 江間でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 最後に、私、本日の司会を務めさせていただきます行政評価班の三浦周と申し

ます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお,大塚部長は公務がございまして,これにて退席をさせていただきたいと 思います。よろしくお願いいたします。

震災復興·企画部長 本日はちょっと別の用があって申しわけございません。

井上部会長はじめ、皆様にはこれから何かとお世話になると思います。

我々県の側としても、皆様の闊達なご審議を期待しておりますので、何か気に なることがあれば遠慮なくご指摘、ご発言いただければ、大変我々もありがたい ので、よろしくお願いいたします。どうも本日は申しわけございません。

司 会 続きまして、定足数の報告をさせていただきます。

本日は井上部会長をはじめ、8名の委員にご出席いただいております。全9名の委員の半数以上のご出席であり、行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により井上部会長に議長をお願いいたします。

井上部会長 井上でございます。

あまりこういう仕事は慣れておりませんので、皆様のご協力をよろしくお願い したいと思います。

今回,新しく委員になられた先生方が多いと思うんですけれども,いきなり事務局からすごく分厚い資料が送られてきてびっくりされたと思います。この後,1カ月ぐらいの間で,この資料に基づいてかなり細かいところまで目を通していただいて議論をする,ちょっとこの期間は,非常にハードになると思いますけれども,ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思いますが、議事に先立ちまして、議事録署名委員を指名したいと思います。委員も新しくなられましたので、今回は、この名簿の順の稲葉委員、それから内海委員のお二方に議事録署名委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、これは行政評価委員会運営規程第5条の規 定により当会議は公開とします。

本日, 傍聴の方はお見えになっておられないようなので, それでは, 次第に従いまして議事を進めてまいります。

最初に、議事の(1)「平成27年度政策評価・施策評価について」に入ります。 さきに事務局のほうで資料の確認をしていただいたほうがいいかと思いますので、 お願いします。

事務局 かしこまりました。

では、お手元の次第をご覧いただきながら資料の確認をさせていただきます。まず初めに、資料の1ということで、「平成27年度政策評価・施策評価につい

て(諮問)」,知事印のつかれている通知文の写しが 1 枚入っているかと思います。 続きまして,資料 2-1 ということで,「平成 27 年度政策評価・施策評価基本票の要旨」というホチキスどめのものが 1 冊入ってございます。

続きまして、資料 2-2 ということで、「平成 27 年度政策評価・施策評価基本票」、ホチキスどめのものは「政策 1・施策 1」という一部を抜粋したものをご用意しております。正式な資料につきましてはドッチファイルでお配りしているもの一式ということになりますが、本日、説明上、抜粋したものもあわせてご用意をしております。

続きまして、資料 3-1 ということで、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【概要版】」というものになります。

次に,資料の3-2ということで,「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」, 概要版ではなくて本体のほうです。こちらは, 黄色い紙のファイルでお配りをしているものになります。

次に,資料4ということで,「政策評価部会分科会の担当について」という1枚もののペーパーになります。

それから、次が資料5ということで、「平成27年度政策評価・施策評価関係スケジュール」、こちらも同じく1枚ものになります。

次に,資料6「政策評価部会分科会の進め方等について」,こちらも同じく1枚ものの資料になります。

次に,資料7「政策評価部会分科会の当日の審議・判定の流れ」,こちらも1枚ものです。

続きまして、資料8ということで、「政策評価部会・分科会の流れ」ということで、こちらはホチキスどめで3枚の資料になります。

次が,資料9ということで,「政策評価部会 審議ポイント」と,こちらは1枚もの,表裏印刷してございますが,1枚もののペーパーになります。

次に,資料10ということで,「平成26年県民意識調査結果報告書【概要版】」, こちらホチキスどめの資料になります。

最後に、資料の11ということで、「政策評価部会 分科会日程」という1枚ものがございます。

その後ろに、参考資料1から参考資料4までおつけしております。順に申し上げますと、参考資料1が「宮城県行政評価委員会運営規程」、参考資料2が「行政活動の評価に関する条例」、参考資料3が、同じく「行政活動の評価に関する条例施行規則」、参考資料4が、「宮城県の行政評価制度の概要」になります。本日は新しい委員の方もいらっしゃいましたので、そういった関係規程も含めてお配りをしてございます。

もし不足等ございましたらおっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

井上部会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事(1)の「平成27年度政策評価・施策評価について」に入らせていただきますけれども、まずお手元の資料1をご覧ください。

資料1にありますように、平成27年度政策評価につきましては、お手元の資料のとおり、知事から行政評価委員会へ諮問がなされております。

この諮問を受けて、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定により、本部会において調査・審議を行うことになっており、

本日、皆さんにお集まりいただいているところでございます。

それでは、本年度の政策評価・施策評価の状況につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

企画·評価専門監

事務局の江間でございます。

私のほうから説明をさせていただきます。座ったままで失礼いたします。 平成 27 年度政策評価・施策評価についてご説明をさせていただきます。

初めに、新しく委員にご就任いただいた方もいらっしゃいますので、まず政策評価・施策評価を実施するに当たっての大もとの計画でございます「宮城の将来ビジョン」、それから、「宮城県震災復興計画」の構成について、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

前提といたしまして、「宮城の将来ビジョン」といいますのは、県の総合計画でございまして、平成19年度から平成28年度までの10年間ということで、現在、県で大もとの計画として、この計画に基づいたいろいろな施策を行っているところでございます。

それから、「宮城県震災復興計画」といいますのは、東日本大震災の後に策定したものでございまして、これも平成23年度から平成32年度までの10年間ということになっております。当面は、復興事業にシフトしながらも、将来ビジョンに掲げる姿に向けて取り組むということで、この2本の計画が並行して走っているというような状態でございます。

お手元の資料の,順番はちょっと後先になりますが,3-1をご覧いただきたいと思います。

ここに「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」とございますけれども、先ほど申し上げました「将来ビジョン」と、それから「震災復興計画」を効率的に、効果的に進めていくために、その2つの計画のアクションプランとして中期的なタームでこの実施計画を策定しております。現在は、震災復興計画の中でも、私どものほうで再生期と区分しております平成26年度から平成29年度までのものが最新の実施計画ということで、本日、お配りをしているものになります。

この資料の3-1は、先ほど申し上げましたように「概要版」ということになっておりまして、実施計画の全体像は黄色いファイルの資料3-2になってございます。本日は、この「概要版」でご説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

「1策定の趣旨」がございますが、こちらに記載のとおり、ただいまご説明申し上げましたが、こちらの実施計画は「宮城県震災復興計画」に基づく復興に向けた取組を進めながら、「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像を実現するための中期的な実施計画として策定しているものであり、両計画の共通の実施計画ということになっております。

ページをおめくりいただきまして、2ページの下のほう、「4計画の推進」をご覧いただきたいのですが、こちらに記載がございますように、この計画の進行管理につきましては、PDCAサイクルのマネジメント手法によりまして、事業の執行状況、それから目的の達成状況を明らかにするという仕組みにしてございま

す。

この中で、「有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、」と記載をさせていただいておりますけれども、その役割を担っているのが政策評価部会という位置づけになっております。

具体的な審議方法につきましては、この次の議題の(2)で、また後ほどご説明させていただきたいと思いますけれども、委員の皆様におきましては、各年度におけます県の取組状況について、県でいたします自己評価が妥当かどうかという観点からご意見を頂戴していくというところでございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

この実施計画は、「宮城の将来ビジョン」、それから「宮城県震災復興計画」の 共通の実施計画になりますというご説明をいたしました。この9ページに記載の 内容が「宮城の将来ビジョン」の構成ということになります。

まず、政策推進の基本方向として大きく3つございまして、ローマ数字の I、II、IIIに分かれております。「富県宮城の実現」、それから「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、それから「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」のこの3つが基本方向ということになってございまして、それぞれの基本方向ごとに、例えば、「富県宮城の実現」という目標の下に、1から5までの番号が左側にふられていますが、そのうちの1でありましたら、「育成・誘致による県内製造業の集積促進」というような大きな課題がございます。それから、その右側に「取組1」から「取組12」というふうに載せていますけれども、「取組1:地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興」、それから、「取組12」に至るまで、個々の取組がございます。

同じように、「II 安心と活力に満ちた地域社会づくり」では5本の政策の柱と取組、それから、「III 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」につきましても4本の政策の柱とその政策を推進する取組というふうになっておりまして、評価に当たりましては、向かって左側の課題を「政策」と、それから、向かって右側の個々の取組を「施策」と称しておりまして、「宮城の将来ビジョン」は、合計しますと、政策でいいますと14の政策、それから、右側の施策でいいますと33の施策から構成されております。

それから、ページをおめくりいただきまして、10ページをご覧いただきたいと 思いますが、こちらが「宮城県震災復興計画」の構成になっております。

こちらのほうは大きく7つの分野,それから,それに対応しました3から4の取組で構成されておりまして,評価に当たっては,「将来ビジョン」と同様,この7つの分野,大きな柱立てが「政策」となっております。それから,その下にございます個々の取組が「施策」となってございまして,震災復興計画につきましては、7個の政策と24個の施策とで構成されているということでございます。

また、後ほど改めて申し上げますけれども、こちらのページの(1)に「②廃棄物の適正処理」とございます。これはいわゆる震災がれきなどの災害廃棄物の処理を進めるという取組でございますけれども、ご承知かもしれませんが、災害廃棄物の処理につきましては、震災発生からほぼ3年で処理を完了しておりますので、昨年度は特段の事業は行っておりません。したがいまして、今回の評価につきましては行っていないということになりますので、委員の皆様にご審議いただく施策の実際の数は24ではなくて23ということになってございます。

ただいまお話ししました将来ビジョンと震災復興計画の政策と施策,合わせて21の政策と56の施策が評価の対象となりまして,皆様にはその県の評価が妥当かどうかについてご審議をいただくということでございます。

それでは、次に、実際にご審議をいただきます県の評価原案の状況についてご 説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料2-1をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

政策評価・施策評価の趣旨についてでございますけれども、宮城県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例に基づいて政策評価・施策評価を実施しており、こちらの書面は、平成26年度の政策、施策及び施策を構成する事業を対象に、県の評価原案の内容をご説明するために、要旨ということで概略をまとめたものでございます。

次に、「2政策評価・施策評価について」の「(1) 政策評価・施策評価を行う目的」についてでございますが、①から③に記載してございます 3 項目が評価の目的となっております。

また,(2)におきましては,先ほどご説明しました「宮城の将来ビジョン」と, それから「宮城県震災復興計画」の策定経過について説明しております。

続きまして、ページをおめくりいただいて、2ページをご覧いただきたいと思います。

中ほどの図に政策・施策体系のイメージをピラミッドの形でお示しをしております。

まず、一番上に記載しております「政策推進の基本方向(3)」とございますが、 こちらは先ほどご説明しました「富県宮城の実現」、それから「安心と活力に満ち た地域社会づくり」「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の3つをあら わしております。

その下に、「宮城の将来ビジョン」、それから「宮城県震災復興計画」それぞれ について、政策、施策及びそれを構成する事業ということで記載させていただい ております。

下から順に申し上げますと、事業となってございますが、この事業というのはその1つ上の施策という目的を実現する手段としての事業であるというような位置づけになっていまして、その施策を手段として、今度はその1つ上の政策という目的を実現していくということが全体の政策推進の基本方向の実現につながるというようなイメージでございます。

続きまして、3ページの中ほどの表をご覧いただきたいと思います。

これは、県が政策評価・施策評価を行う際の対象・項目・基準についてまとめております。向かって右側の「施策評価」でございますけれども、評価項目としては、施策の成果、それから、施策を推進する上での課題と対応方針、これが評価項目となっておりまして、実際に評価をする際の基準といいますのが、その下にございます目標指標等の達成状況、それから県民意識、社会経済情勢、それから事業の実績及び成果、こういったものを勘案しながら総合的に評価をするということになっております。

また、左側のほうの「政策評価」でございますけれども、この政策の評価については、施策の成果等を基準として評価をするということになってございます。

したがいまして, 県では, こういう基準に沿ってそれぞれ成果もしくは課題や対応方針といったものを原案としてまとめていくということになってございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

こちらには, 評価の流れをフロー図でお示ししております。

本日の会議は、このフロー図の中でいいますと4番、網かけをしている部分ですが、「宮城県行政評価委員会(政策評価部会)での審議」ということでありまして、この前の段階で県の原案として、県のほうで内部で意思決定をした上で、今回、諮問という形で行政評価委員会に諮問させていただき、この政策評価部会で審議をいただくというような流れになっております。

これと並行いたしまして、このフロー図の中でいいますと2番、それから5番にありますが、基本票と、それから要旨を一般に公表いたしますとともに、パブリックコメントについても進めさせていただいております。

続きまして、今年度の県の評価の原案の状況についてでございますけれども、 5ページをご覧いただきたいと思います。

まずは概要ということでのご説明になりますけれども,こちらは各部局で作成 いたしました今年度の政策評価・施策評価の評価状況となってございます。

政策・施策ともに、「順調」から「遅れている」までの4つの区分により評価を 行っておりまして、その意味合いについては、この5ページの上の部分の枠の中 にそれぞれ記載してございます。

まず、評価状況の概況ですが、「宮城の将来ビジョン」の体系における政策評価につきましては、この5ページの下に表がございます。こちらにありますように、政策の中で「順調」としておりますのは0、それから「概ね順調」とした政策については8つ、「やや遅れている」とした政策は6つ、それから、「遅れている」とした政策は0となってございます。

参考といたしまして、一番下の欄に昨年度の結果も記載しておりますけれども、それと比較をいたしますと、「概ね順調」が1つ減少して、「やや遅れている」が1つ増加しているといったような状況になっております。

個々の政策・施策ごとの評価の一覧は、後ほどご覧いただきますけれども、参考までに、「やや遅れている」と評価した政策につきましては、次の6ページをご覧いただきたいと思いますが、その6ページの【参考1】ということで冒頭に記載をさせていただいております。

「政策番号2」の「観光資源,知的資産を活用した商業・サービス産業の強化」から,「政策番号12」の「豊かな自然環境,生活環境の保全」に至るまでの合わせて6政策が「やや遅れている」と評価した項目ということになってございます。

それから、次に、施策評価の状況でございますけれども、7ページの上の表に 記載をさせていただいております。

全部で、施策については33ございますけれども、「順調」とした施策は1つ、それから「概ね順調」が19、「やや遅れている」が13、「遅れている」が0となっておりまして、昨年度の結果、一番下のほうに載せさせていただいていますが、これと比較しますと、「概ね順調」が4つ減少し、「やや遅れている」が4つ増加しているという状況でございます。

なお、「順調」と評価した施策については、その下の【参考2】のほうに載せて おります。「安全で安心なまちづくり」の1施策、それから「やや遅れている」と 評価した施策については【参考3】に載せさせていただいております。

続きまして、震災復興計画の評価でございますが、ページをおめくりいただいて8ページをご覧いただきたいと思います。

政策評価の状況につきましては、全部で7つある政策のうち、「概ね順調」が5、「やや遅れている」が2、それから「順調」と「遅れている」が0となってございます。

昨年度との比較で申し上げますと、「概ね順調」が1つ増加して、「やや遅れている」が1つ減少という状況でございます。

同様に、「やや遅れている」と評価した政策については、その下に載せさせていただいている2つということになってございます。

それから、施策評価の状況につきましては、9ページの上の表にまとめてございまして、23の施策のうち、「順調」としたものは0、「概ね順調」が18、「やや遅れている」が5、「遅れている」が0となってございます。

昨年度の比較でいいますと、「順調」がマイナス2、「概ね順調」がプラス3、「やや遅れている」がマイナス2、「遅れている」は変化なしとなってございます。

先ほど申し上げましたが、震災復興計画に基づく施策の中で、「廃棄物の適正処理」については、処理が完了しておりますので、今回は評価の対象にはなってございませんので、ここには反映されていないという形になっております。そのため、合計の欄が、昨年度は24ですが、今年度については23ということになってございます。

それから、「やや遅れている」と評価した施策については、同様に【参考5】と して下の方に載せさせていただいております。

以上が概況ということになりますが、この資料の11ページをちょっとご覧いただきたいと思いますが、この11ページから最後の17ページに至るまでは、ただいまご説明いたしました政策評価・施策評価の一覧表になってございます。

11 ページをご覧いただいて分かると思いますが、こちら、今年度の評価原案、それぞれの施策ごとに「概ね順調」とか「やや遅れている」と書いてございます。今年度の評価原案の下に括弧書きで小さくそれぞれ書かれている評価がございますけれども、これが昨年度の評価結果となります。

右側のほう、この表の一番右端には、各施策ごとの目標指標の達成度についてもA、B、CもしくはN、Nは判定不能ということでございますけれども、その4つの区分で達成度についても記載をさせていただいております。

例えば、1 の政策「育成・誘致による県内製造業の集積促進」でしたら、今年度の評価は「概ね順調」、昨年度も括弧の中ですので「概ね順調」と。それを構成する施策の1 番目、地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興でしたら、今年度については「概ね順調」と評価をしております。昨年度は括弧書きの中ですので「やや遅れている」と。それぞれの目標指標の達成状況につきましては、その右側で6 つの目標指標がございますが、それぞれA、B、B、C、A、Aというような形で達成度の記載をさせていただいております。

これが将来ビジョンについてでございまして,震災復興計画については 16 ページ, 17 ページの, この 2 ページが震災復興計画となります。同様な記載になっておりますけれども,震災復興計画の場合ですと,一番表の右端に「県民意識調査結果」というのがございます。この県民意識調査は昨年 12 月に実施しておりまし

て、震災復興計画の中身、進捗具合等についてのアンケートの結果をここに記載をしているということでございます。詳しくは、この表の下のほうに凡例として 載せさせていただいておりますので、後でご参照いただきたいと思います。

最後に、お配りしています基本票について、その構成をご説明させていただきます。

委員の皆様には、基本票の一切をお配りさせていただいておりますが、ここでは、先ほど資料説明の中にもありました資料 2-2 抜粋版のほうで、まずはご覧いただきたいと思います。

資料2-2の1ページをお開きいただきたいと思います。

この1ページにつきましては、政策について評価している調書、実質はこの1ページと2ページ目がそこになるわけでございますけれども、これは将来ビジョンの1つ目の政策「育成・誘致による県内製造業の集積促進」という政策についての評価シートになります。

この1ページの下側の表の向かって左側に、政策を構成する施策の状況とございまして、番号が1、2、3と振られております。ここにそれぞれの施策が入っております。3つあるかと思います。

それぞれの施策について目標指標の達成度、それから施策ごとの評価原案をお示ししておりまして、達成度については先ほど見ていただいたような指標ごとのもの、それから施策評価というところに書いてある、上から順に「概ね順調」「概ね順調」「やや遅れている」というのが、施策ごとの評価の原案ということになってございます。

このそれぞれの施策の評価を勘案しまして、2ページをご覧いただきたいんですけれども、政策としての評価原案が載っておりまして、「概ね順調」というふうになっております。

その下の欄に評価の理由,それから,各施策の成果の状況ということで,それぞれの施策の内容を踏まえた形で,「概ね順調」と評価したという理由までここで記載をさせていただいております。

その下には、この政策を推進する上での課題と対応方針の原案をここに記載を させていただいております。

先ほどご説明いたしましたとおり、政策の評価については、施策の成果をもとに行うということになっておりますので、政策評価の調書についてはここまでの内容でございますが、3ページ目から、これがそれぞれの各施策について評価していくページになるというようなつくりになっております。

ここで、3ページにあげておりますのが、政策1の施策1「地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興」という施策についての内容ということになりまして、このページの中段に決算見込額とございますが、これは後に出てくる各事業の平成26年度の決算見込額を合計したものとなっております。

その下には、目標指標について、今回の評価を行うに当たっての目標値、それ から実績値、その達成状況をそれぞれ、先ほどは政策の段階だったので概況でし たが、ここではもう少し詳しい形での説明となってございます。

それから、4ページをお開きいただきたいのですが、こちらは施策評価の原案となってございます。このページでは、原案として「概ね順調」となってございまして、評価の理由というのはそれぞれ目標指標等、それから県民意識、社会経

済情勢、事業の成果という4つの部分、これは先ほどご説明しました評価の基準の4つでございます。この評価の基準に基づいて、それぞれ評価の理由が書いてございますが、そういったことを総合的に勘案して、今回は「概ね順調」と評価したというつくりになってございます。

5ページにつきましては、施策を推進する上での課題とその対応方針となって おります。こちらでは、PDCAサイクルを進めるに当たっての現状における課 題、それから、施策の実現に向けた今後の方策などについて記載をしております。

それから、ページをおめくりいただきまして、6ページ、7ページ、それから8ページにつきましては、目標指標の状況でして、先ほどその概要はご覧いただいているわけですけれども、こちらでは、それぞれの施策ごとにその効果を見極めるために設定した指標につきまして、統計等を引用しながら、その設定根拠、それから実績値についての説明、分析などを加えております。

最後に、9ページ以降でございますけれども、こちらは、施策を構成する事業の一覧ということになってございます。個々の事業につきまして、事業概要ですとかあるいは平成26年度の事業の実施状況、それから決算見込額、あとは必要性、それから有効性、そういった観点から見た事業の分析結果をお示ししているということでございます。

この資料 2-2 でお示ししました基本票は、このようなものが「宮城の将来ビジョン」の場合は政策が 14 ありますので 14 政策について、それから、「宮城県震災復興計画」では 7 政策ということで、それぞれの政策の分だけあるということになってございます。

今後、実際に審議を行っていただくに当たりましては、3つの分科会にそれぞれ分かれていただくということで考えておりまして、委員の皆様が実際にその審議をする際にご覧いただく量というのは、大まかに全体の3分の1程度になろうかと思いますが、県の政策・施策の体系を全てお示しするということで、今回は全てのものについて皆様にお配りをさせていただいております。

議事の(1)平成27年度政策評価・施策評価についてのご説明は以上でございます。

井上部会長 どうも詳しいご説明,ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして,何かご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

- 内 海 委 員 基本的な質問で恐縮なんですけれども,この分科会は平成 27 年度のものですけれども,評価シートに書いてある統計値を拝見すると,平成 26 年度とか平成 25 年度とか,こういった過去の,平成 26 年度以前のものを対象にして考えているということでいいですね。
- 企画・評価専門監 はい、そのとおりでございまして、平成26年度に実施しました施策の内容を県が自己評価をして、それについて適正かどうかというご意見をいただければと考えております。

目標指標には、参考としまして、その前の年度とかといったものを載せてはおりますけれども、その推移を見るための参考情報という位置づけでございます。

内海委員 分かりました。ありがとうございます。

井上部会長 そのほかございませんでしょうか。

ちょっと私から細かいことで恐縮なんですけれども、震災復興計画で廃棄物の 適正処理は平成25年度でほぼ事業が完了したので、平成26年度は県の事業を行 わなかったので、もう評価の対象からも外すと。こちらは了解したんですけれど も、例えば、部分的にもう事業が終わっているんだけれども、施策として少し残 っているようなものがいくつかあったような気がして、その辺の扱いというのは、 もう残っていたものに対してだけ施策評価をやられてその結果が出ていると、そ ういう理解をすればよろしいでしょうか。

事務局 お答えいたします。

今お話のありましたとおりで、廃棄物の処理、いわゆる災害がれきと呼ばれる、そういったものについては、ほぼ3年で終わっております。ただ、施策に対する効果というような言い方をしますと、そのがれきの処理という本体の事業のほかにも、若干なりとも効果のある事業というのがありまして、そちらについては既存の、例えば23の施策が残っていると、そのほかの施策のほうで引き続き評価をしていただくことになります。後ほど、議題の(2)でも話題になるかと思いますが、1つの事業に県として取り組んだ場合に、それが1つの施策の実現に貢献するだけではなくて、そのほかの施策にも大なり小なり効果があるということで、1つの事業を複数の施策の構成事業ということで掲載させていただいている例もございまして、事業として続いているものは、残っている23の施策のほうでご審議なり評価をいただければと思います。

井上部会長 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、むしろ次のお話のほうがかなり具体的な部分に入ってくると思いますので、議題(2)に移らせていただいて、その中で何かご質問があれば、後でまたご質問をお受けしたいと思います。続きまして、(2)の「政策評価部会・分科会の進め方等について」の議題に入らせていただきたいと思います。

まず、各分科会に属する委員の指名を行わせていただきたいと思います。

分科会に属する委員の指名につきましては、行政評価委員会条例第6条第4項 及び行政評価委員会運営規程第7条の規定によりまして、部会長が指名すること になっておりますので、私から指名させていただくということにさせていただき たいと思います。

本年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策につきましては,資料4の内容でお願いしたいと思います。

一応、確認させていただきますと、第1分科会は成田委員、稲葉委員、内海委員の3名、それから、第2分科会は本図委員、佐々木委員、寳澤委員の3名、そして第3分科会は鈴木委員、福本委員とそれから私、この3名でお願いしたいと思います。

あわせて、資料4のお名前の前のところに◎が記載されている委員の方には、

その分科会の分科会長をお願いしたいと思います。

なお,本日,成田委員がご欠席ですけれども,第1分科会の分科会長をお願いすることにつきましては,事務局を通じてご了解をいただいているということでございます。

それから、第2分科会でご審議いただく政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」につきましては、第3分科会から福本委員に加わっていただきたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続きまして、本年度分科会の進め方等について、事務局からご説明をお願いいたします。

企画・評価専門監

では、引き続きご説明をさせていただきます。

初めに、資料5をご覧いただきたいと思います。

こちらは今年度の全体スケジュールでございます。黒丸と黒丸がないものとありますけれども、基本的には黒丸のある項目が行政評価委員会、それから、こちらの政策評価部会及び分科会関係のスケジュールということになってございます。今年度の評価につきましては、2月下旬の庁内担当者説明会を皮切りに、評価の作業を進めておりまして、去る5月19日に知事から行政評価委員会の委員長に、先ほど、資料の1でご覧いただいた諮問をさせていただいておるところでございます。

本日が第1回目の政策評価部会の開催となっておりますが、先ほど申し上げましたように、並行して評価原案の公表と県民意見の聴取、パブリックコメントについても本日から始めております。

なお、県民意見の聴取については、6月22日までの30日間ということになってございます。

それから、各分科会の開催につきましては、5月29日を皮切りに、それぞれ3回から5回程度の開催を予定しておりまして、6月19日までとなってございます。 委員の皆様が、それぞれどの分科会に所属されるかにつきましては、先ほど部会長のほうからお話をいただいたところでございますけれども、3名1組でご審議をお願いしたいと思っております。

詳細については、後ほどご説明をさせていただきますが、その各分科会の審議を経まして、7月上旬となってございますが、日程を調整いたしまして、現在7月7日ということで考えてございます。7日に答申案を取りまとめるための第2回の政策評価部会を開催した後、7月中の答申をお願いをしたいと思っております。

その上で、9月になりますけれども、県の最終評価を決定し、公表するほか、 県議会に報告することになってございます。

あと、関連としまして、12月には県民意識調査を実施したいと考えております。 続きまして、資料6をご覧いただきたいと思います。

こちらは政策評価部会の分科会の進め方についての資料となってございます。 なお、東日本大震災後は、将来ビジョンのほかに、先ほどから申し上げており ますが、「宮城県震災復興計画」についてもご審議いただくことになっておりまし て、そのため、平成24年度から平成25年度にかけて、審議の効率化の観点から 審議方法の大幅な見直しを行っております。

今年度もその内容に倣って進めさせていただきたいと考えております。

2番以降がその具体的な内容でございますが、まず、それぞれ審議・判定の体制というのは、委員の先生方がそれぞれ3つの分科会に分かれて審議をしていただくということ。それから、開催回数については、3回から5回ということになってございます。

審議の効率化、審議結果の明確化を図るため、下記の点に注意するということで、黒四角がいくつか並んでおりますけれども、まず1つ目にございますように、委員の皆様には、まず事前に各政策・施策に関する質疑事項の事前提出、それから県からの回答といった事前準備を可能な限りお願いしたいと思っております。

委員の皆様には、お忙しいところをご負担をおかけしますが、どうぞよろしく お願いします。

それから, 黒四角の2つ目でございますけれども, 円滑な審議の観点から, 分科会における質疑応答に先立ちまして,委員の皆様の間で論点整理といいますか, 論点確認を行っていただきたいと考えてございます。

それから、3つ目の黒四角ですが、対面審議に係る質疑応答時間については、 事前に質疑事項の抽出をされた委員の方の人数に応じて、審議時間を変えるとい うことにしてございます。

例えば、【政策評価】の場合ですけれども、[Case 1]とございますけれども、1 名以上の委員の方から事前抽出、つまり、質問等があった場合については1つの 政策当たり8分を目安にして対面審議を行いたいということで考えてございます。 それから、[Case 2]でございますが、委員の皆様からの事前抽出がなかった場 合でも、政策を構成する施策の中で、1つでも抽出の対象となったものがあった 場合には、政策についても対面審議の対象といたします。

なお、構成する施策も含め、委員の皆様から事前抽出のなかった政策につきましては、対面審議は省略をいたしまして、書面による審議のみということにさせていただきたいと思ってございます。したがいまして、政策の評価については、最大で8分ということになろうかと思います。

次に、【施策評価】の場合ですけれども、[Case 1]にございますように、2名以上の委員の方から事前抽出があった場合は20分、[Case 2]のほうになりますが、1名の委員の方からの事前抽出があった場合の施策については10分を目安に、それぞれ行いたいと。こちらにつきましても、委員の皆様から事前抽出のない施策については、[Case 3]にありますように、対面審議は省略をいたしまして、書面による審議のみということで考えてございます。したがいまして、施策評価につきましては、対面審議は最大で20分ということになろうかと思います。

それから、次の黒四角でございますけれども、対面審議における説明、それから委員の皆様からの質疑に対する回答は、県の中の政策・施策の評価をする担当課室が中心になって行いますけれども、必要に応じて目標指標、それから事業を所管する担当課室についても、必要があればお答えをするということにさせていただいております。

※にありますように、政策に係る対面審議では、個々の政策の評価を担当する 課室、それから、個々の施策の評価を担当する課室が臨席するというのが基本に なってございます。 施策の場合ですと、関係する政策評価、それから施策評価、それと目標指標、 それから、事業、それぞれ担当する課室が臨席することが基本なってございます。

一番最後ですけれども、対面審議においての質疑応答が終わった後、県の評価 原案に対して委員の皆様の意見を集約いたしまして、その分科会としての判定、 それからその理由、そういったものを決定していただくという流れで考えてござ います。

もう少し、具体的に記載した資料が次の資料7になります。

具体的な流れについてご説明をさせていただきたいと思いますが、まず、1番目の論点整理、これは時間については書いてございませんけれども、委員の皆様には、初めに1つの施策について大体7分程度を目安に論点整理を行っていただきたいと思っております。これは、先ほど申し上げました、事前にその質問事項等があった場合に、それぞれの委員の方からの質問事項等を事務局で整理いたしますので、そういった中身の確認、整理をしていただきたいと考えてございます。

次に、関係課の職員が入室・着席した後、事務局から質疑応答の手順について確認をさせていただいて、実質的な審議に入るということでございます。多くの場合は、1つの政策は複数の施策から構成されており、まず、政策を構成する最初の施策について、担当課のほうから約3分間の概要説明がございます。その後、質疑応答となっておりまして、先ほど申しました、皆様からの事前質疑等の状況により、20分もしくは10分ということになります。概要説明の時間の3分を除いて、それぞれ17分から7分の質疑応答の時間となってございます。

複数の施策がある場合は、同じようなサイクルで繰り返していきますが、構成 する全ての施策についての質疑応答が終わった後、今度は政策評価の審議という ことになります。

施策の場合と同様に、担当課から概要説明があった後、質疑応答を行い、質疑に要する時間はおおむね8分程度と考えてございます。

先ほども申し上げましたように、関連する施策も含めて、事前抽出がなかった場合には、この対面審議は行わないで、書面による審議にさせていただきたいと思っております。対面による質疑応答の終了後、県の関係課職員が退席した後に、判定及び判定理由の決定を行っていただくという流れで考えておりまして、この辺の判定につきましては、また後ほど少しご説明をしたいと思います。

なお、目標指標を担当する課室、それから、個々の事業を担当する課室については、施策についての審議にのみ出席をし、政策の審議の場には出席はいたしませんので、目標指標、それから事業に関するご質問がある場合は、政策評価の前の段階の施策評価の審議の際にお願いしたいと思ってございます。

資料7につきましては以上でございまして、続いて資料8,こちらは政策評価部会、それから分科会における諮問から答申までの流れをざっと記載をしております。

先ほど大まかなスケジュールについては説明させていただきましたので、特に ご留意いただきたいポイントをピックアップしながらご説明をさせていただきま す。

まず,「②第1回部会開催(5月22日)」のところをご覧いただきたいと思います。箱囲みの中に・がいくつかありますが、上から4つ目の・でございます。委員の皆様におかれましては、本日のこの部会後、分科会の審議に向けて判定する

政策・施策に関する基本票にお目通しいただければと思っております。その上で、今度は一番下の・の下から2行目になりますが、お時間のない中での作業となって大変恐縮でございますけれども、分科会開催の3日前の午後5時までに、「対面審議項目の事前抽出」、それから、「要質疑事項」について、事務局までご提出いただければと思っております。それぞれ別紙1、別紙2となっておりますので、一旦こちらで、次のページ、紙を1枚おめくりいただいて、別紙1と、それから別紙2をご覧いただきたいと思います。

別紙1につきましては、具体例としまして、第1分科会の第1回目、6月1日 に予定しておりますが、その審議のときの事前抽出用ということで用意したもの を見本としてお示しをしております。

左から, 政策名, 政策に対する県の評価原案, それから施策名, 施策に対する 県の評価原案, そして目標指標とその達成度, それから施策を構成する事業の有 効性や決算見込額などについて記載をしております。

皆様におかれましては、こういった情報や、それから資料2-2としてお配りをしました基本票の内容をもとに、対面審議の必要性をご判断いただいて、対面でのご質問がある場合には、この網かけをしております「※対面審議」という欄に丸印を記入していただいて、3日前までに事務局までご提出いただければと思います。

それぞれ政策の部分と施策の部分でございますので、施策で何か質問事項があれば、施策の対面審議の欄に丸を書き入れます。それから、政策についても、該当する場合は丸をご記入いただきたいと思います。

なお、委員の皆様がそれぞれお使いになる事前の抽出用紙については、所属の 分科会ごとにただいまご説明している会議資料とは別にお配りをしておりますの で、後ほどご確認いただければと思います。

次に、別紙2をご覧いただければと思います。

こちらは、政策・施策ごとに質疑事項がある場合にその内容を記入していただく用紙になっております。委員の皆様からご質問のあった事項について、それを事務局でとりまとめて、分科会の冒頭に行います論点整理の際にご活用していただきます。

なお、この質疑事項の内容につきましては、限られた時間内での分科会審議を 効率的・効果的に進めるために、政策・施策の担当部局にも、事前に事務局から 情報提供いたしまして、分科会に臨んでいただくことにしておりますので、あら かじめご了承いただければと思います。

次のページをおめくりいただいて、別紙3をご覧いただければと思います。

こちらは、委員の皆様から事前に提出いただいた要質疑事項に対する県の担当 課の回答様式となってございます。この様式については、分科会に担当課が出席 して回答する場合には提出しなくてもいいということになってございますが、出 席できない場合、この回答用紙で回答させていただくということになっておりま す。分科会では、委員の皆様にこちらをお配りするということで考えてございま す。

次に、この資料8の1ページに戻っていただければと思いますけれども、先ほどは、この「②第1回部会開催」のところで、別紙1、別紙2をご覧いただいておりますが、こちらの資料の「③分科会開催」、こちらについてご説明をさせてい

ただきたいと思います。

資料中ほどの③-1「論点整理」とありますが、これは先ほどもご説明いたしましたとおり、分科会の質疑応答の前、冒頭の段階で論点整理をお願いいたします。

当日は、皆様から事前にご提出いただいた質疑事項について、それをまとめた ものを事務局でご用意いたしまして、委員の皆様に配付しますので、判定に必要 となる論点、それから質問等を分科会長の進行でまとめていただければと思って おります。

次に、③-2「質疑応答」でございますけれども、質問等については、それぞれの分科会の事前の論点整理を踏まえて行っていただければと考えております。

最後に3-3「判定及び判定理由等の決定」でございますけれども,質疑応答が終了いたしましたら,引き続き,県の評価に対する判定及びその理由を集約していただいて,分科会ごとに「審議結果報告書」,別紙4-1,別紙4-2を作成していただくことになります。この記載方法については後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、資料の9をご覧いただきたいと思います。

この様式は、「政策・施策の成果」、それから、「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」が県の評価原案の中にございますけれども、その妥当性を判断していただく際の審議のポイントをお示ししたものでございまして、表のほうが政策評価についての様式、それから、裏のほうが施策評価の様式となっております。

今回は裏の施策評価の様式でご説明させていただきたいと思います。まず、「施 策の成果」の欄をご覧いただきたいんですけれども、委員の皆様には、県が行う 4段階の評価原案、「順調」「概ね順調」、それから「やや遅れている」「遅れてい る」と4つございますけれども、この評価原案につきまして、それぞれその基準、 例えば、目標指標等の達成状況、それから県民意識、社会経済情勢、事業の実績 及び成果、こういったものから見て、その評価が妥当かどうかのご判断をいただ くことになります。

判定につきましては、「適切」、それから「概ね適切」「要検討」の3段階で行っていただいて、あわせて判定理由も決定していただくということで考えてございます。

この枠の中に記載がございますけれども、それぞれ「適切」「概ね適切」「要検討」につきましては、ここに記載のとおりでして、「適切」という場合は、県の評価原案について、評価の理由が十分であり、施策の成果の評価が妥当であると判断されるというものを「適切」としております。

同じように、「概ね適切」というのは、評価の理由に一部不十分な点が見られる ものの、施策の成果の評価は妥当であると判断されるもの。「要検討」は、評価原 案について、評価の理由が不十分で施策の成果の評価の妥当性を認めることがで きず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断され るものをそれぞれ指すということでございます。

それから,一番下には【参考】といたしまして,判定の流れをフローの形でお示ししております。

委員の皆様には、まず県が行った評価が妥当か、あるいは妥当性を認めること ができないかをご判断いただきまして、評価が妥当である場合には、その評価理 由の記載内容をご確認いただいて、その内容が十分である場合には「適切」とし、例えば、評価理由の記載内容が足りないとか、あるいは明確ではないなど、一部不十分であるという場合には「概ね適切」ということにしていただくことになります。

なお,「概ね適切」というご判断の場合は,検討を要する箇所はどこかというの を明示していただくことになります。

一方,評価理由が不十分で,評価の妥当性を認めることができないという場合には,「要検討」という判定になりますが,その場合も,検討を要する箇所を明示していただくことになります。

それから、審議の参考にしていただくために、資料 10 ですが、「平成 26 年県民 意識調査結果報告書【概要版】」をお配りしております。

こちらの調査では、「宮城県震災復興計画」のそれぞれの各施策について、県民の皆さんが重視しているかどうか、満足しているかどうかといったことについて調査しております。時間の関係もございますので、こちらについては後でまたご覧いただければと思います。

この県民意識調査は、震災復興計画の各施策についての重視度、満足度といったものの調査でございまして、宮城の将来ビジョンの背景に基づく施策については、直接県民意識調査ではお聞きはしていないんですけれども、それぞれ震災復興計画の体系の中で、類似する施策の調査結果から県民の意識について、傾向や推移を分析することになってございます。

次に、今度はまた資料9に戻っていただければと思いますけれども、先ほどは、この上の段の施策の成果のところでご説明をさせていただきました。今度は、その下の段、施策を推進する上での課題と対応方針のところでございますが、こちらは施策の成果などから見て、設定されている課題と対応方針の内容が妥当かどうかという観点で判断をしていただくということになります。

県の原案に対しまして,何らかのご意見がある場合には,具体的にその内容を 決定していただくということになります。

1つまた資料を戻っていただいて資料8をご覧いただきたいと思いますが、一番最後の3枚目、別紙4-1、4-2がございます。この4-1, 4-2が今までご説明しておりました審議を終えた後のそれぞれの分科会ごとでまとめていただく「審議結果報告書」になります。

別紙 4-1 が政策評価についての「審議結果報告書」、それから、別紙 4-2 が施策についての「審議結果報告書」になりますが、ご説明をしてきましたように、まず「県の評価「政策の成果」に対する判定」が適切だったかどうかということ。それから、下のほうでは、「県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見」ということで、意見があるかないかを、分科会の政策の審議が終わった後に、意見交換等をしていただいて、分科会長のもと、分科会としてのご意見をまとめていただく流れになります。

それから、最後に、資料の11をご覧いただきたいと思います。

分科会の進め方については、これまでもご説明してきたとおりでございますけれども、それぞれの分科会の日程表がこちらになってございます。

5月29日第3分科会が皮切りということになりますが、6月19日の第1分科会まで、それぞれ3回から5回程度、開催を予定してございます。

委員の皆様にお集まりいただく時間,それから,判定終了の予定時間につきましては,記載のとおりとなっておりますが,実際の判定終了時間については,対面審議を要する項目の抽出状況によって変わってきます。ここでは,全ての施策について対面審議になった場合に想定される終了時間を記載しております。

また、開催場所については、基本的には、本日のこの会議開催場所の第2会議室あるいは9階の第1会議室になっておりますが、第1分科会の3回目だけは、行政庁舎2階の第2入札室ということになってございます。

限られた時間で相当のボリュームをご審議いただくことになりまして,委員の 皆様には多大なご負担をおかけすることになろうかと思いますけれども,円滑で 実りある審議のためにも,事前提出につきましては,できるだけ期限を守って提 出していただければと考えております。

では、以上で、議事(2)の「政策評価部会・分科会の進め方等について」のご説明を終わらせていただきます。

なお、ご不明な点等がございましたら、今後、資料をいろいろと精査いただく 中で、ご疑問点、それからご不明な点がございましたら、事務局までいつでもお 問い合わせいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしま す。

井上部会長 どうも非常に分かりやすいご説明をいただきましてありがとうございました。 ただいまのご説明に対しまして,何かご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

寳澤委員 第2分科会に入れていただきました寳澤でございます。

今、大体の流れは把握できたのですが、要質疑事項という書類は、ここで手渡されてはいないんですけれども、メールか何かの形でいただけるのか、そこだけ。 書かなければならないときにこの書式をどういう形で渡されるものなのかということをちょっとお伺いできればと思っております。

全画・評価専門監 今回,議題としてお出ししていたということもありまして,まだ事前に委員の 皆様にお配りはしていないのですが,今日皆様のご了解を得られましたら,本日 中に,別紙1,紙でお配りしている対面審議にチェックをしていただく様式と, あと別紙2ということで質問事項を記載していただく様式,こちらにつきまして は電子データでお配りしたいと考えておりました。

寳澤委員 ありがとうございます。

井上部会長 そのほかございませんでしょうか。

本 図 委 員 丁寧なご説明ありがとうございました。

ちょっと大きなところでお尋ねしたいんですけれども、資料2-1の1ページに戻りまして、(2)のところで、宮城の将来ビジョンと震災復興計画と政策・施策の関係ということがございます。目標指標についてお伺いしたいのですが、宮城の将来ビジョンのほうは知事のお考えのもとに大体大まかなビジョンができて

いて、目標指標の見直しも経ておられるんだと思うですけれども、今後、評価をしていく中で、目標指標で足りないところは課題と対応方針で書いてあると認識はしているのですが、県の皆様が非常に頑張っておられるのに、もっと有効な目標指標というのがあるのではないかという思いがございます。その目標指標は、今後どのような動きになっていくのかというところをお教えいただきたいのと、震災復興のほうについては、平成29年までが今回で、10年間の計画と書いてございまして、次が発展期なので、平成29年度まではこの目標指標で、平成30年以降の発展期になりますと、また指標は変わるというふうに認識していればよろしいでしょうか。

企画・評価専門監

では、今のご質問にお答えをいたします。

目標指標につきましては、今回お配りしています資料 2-2、黄色い冊子になりますけれども、実施計画がございまして、宮城の将来ビジョンと震災復興の実施計画の中で、今回は再生期ということですが、それぞれの目標指標を一度整理して設定をしていくということでございます。

順を追って申し上げると、平成23年度から平成25年度までが復旧期となっておりまして、その復旧期の実施計画の中でまず3年間の、平成23年度、平成24年度、平成25年度の3年間の目標指標を定めておりました。その3年間の復旧期が終わる段階で一度総括をしまして、平成26年度からの再生期の中で、実施計画は中期計画ですので、どのような目標指標の設定が望ましいかということを検討しまして、各部局で再度設定をしたという経緯になっております。

基本的には、この中で再生期においてはこの目標指標で基本的には取り組んでいくということでございますけれども、毎年、ローリングといいまして、それぞれ達成状況ですとか、進捗状況などを踏まえて施策をどのように取り組んでいくかということは通年の流れの中で見直しを行っておりまして、必要があればその中で指標についても再検討するということもあろうかと思います。

再生期の実施計画については平成29年度までとなっておりまして、平成30年度から平成32年度までは委員がおっしゃったとおり、また次のタームの実施計画を策定しますので、そこでそういった総括等を踏まえた目標設定なり政策の方向性というものを決めていくことになろうかと思います。

本図委員 ありがとうございます。

震災復興のほうは分かりましたが、宮城の将来ビジョンのほうはいかがでしょうかという質問と、もう1点、では、私たち評価に携わらせていただく委員も、目標指標についてご意見を申し上げたい場合、これまでも言ってきてしまったような気がするんですけれども、ご意見を申し上げるような場面というのはあるということでしょうか。

企画·評価専門監

将来ビジョンにつきましても、この実施計画が宮城の将来ビジョンと震災復興計画のそれぞれ両方の計画を推進するための中期的な計画という位置づけでして、この実施計画の中で宮城の将来ビジョン関係の目標指標についての設定をしていくということですので、震災復興計画とそこは同じ扱いになります。

それから, 目標指標についてのご意見というのは, 基本的にはこの評価部会に

お願いしています内容としましては、県の評価原案について妥当かどうかといった観点からのご意見が主なものになりますけれども、これまでの審議を見ておりますと、委員会のご判断で指標についてのご意見をいただいたこともあるようですので、議論の展開上、そういったご指摘も基本的にはあり得るのかなと思います。

私もきのうこれを頂戴してざっと眺めさせていただきました。やはり、その目 寶澤委員 標指標の中であるべき数値目標と, 現状に即した数値目標があって, 本来ここま で行きたいんだけれどもという評価項目のときにはきつめの評価がされているん ですけれども, 実際, 改善度合いとしては改善しているみたいなときに, やはり, かなり県の評価が自分たちに対して厳しくなっているというところがあると思い ます。なかなかそれを見て、私たちはその評価がどうこうということではなくて、 これは評価としてはべき論なので、数値の実際の改善度合いを評価して、これは もっといい評価にしたほうがいいんじゃないかとかいうセリフを、言う立場でよ ろしかったですかということと、あと、逆にこの本来あるべきというものをする のに、実績で見ていて、もっと上のほうに行っていなければいけないだろうなと いうところが、実績と比べて比較的順調ですと書かれると、いや、狙うべきはこ っちじゃないかなという気持ちになったりします。委員としての感覚なので、評 価指標を決められた方々の気持ちとはまた別なんだとは思うんですけれども、そ のあたりの乖離については、率直に質問をするような形でいいのか。あまり評価 指標とどうこうというところではなく、実際にもうあげられている目標指標に対 して, 例えば, べき論のところで, ここまでというところがまだまだと思って「C」 とついていたら、じゃそれは「C」で行きましょうという立ち位置で、その数値 目標に準じてやるのか、こちらが考えたものについてコメントさせていただくの か、どちらでもいいんですか。答えにくい質問だと思うんですけれども。

企画・評価専門監

この行政評価自体は、平成 14 年度から宮城県の場合ですとずっと行っておりますけれども、恐らくその目標指標の設定の仕方とその測定の仕方というのは、結構難しいところが行政の場合だとあるのかなと思っております。

これは各県でも同じような状況ではないかなと考えておりますけれども、具体的にそれぞれの目標の設定の仕方と、そのパフォーマンスの測定の仕方というのが、果たして実感に合っているのかとか、実質に沿っているのかといったものは、確かに疑問になる部分というのは、もしかしたらあるかもしれませんが、そこは現状の中で事務局とそれから県の担当課室のほうでは最大限努力をしているというところでご理解をいただければと思います。

その上で、それぞれの目標のその達成度がもう少しべき論で上に行くべきじゃないかとか、あるいは十分やっているのではないかという、何といいますか、相場観というとちょっと変なんですが、その辺の実態に即してどうなんですかというのは、確かに、まず資料だけでご覧になると分からない部分もあるかと思いますので、そこは審議の中でご質問を率直にいただければと思います。それで、それに対してのお答えというのは、それぞれ担当部局でお答えできるかと思いますので、これは実際こういう中身で、実態はこうですと。その結果こういうふうになっているんですというようなご説明ができるかと思いますので、率直にご質問

をいただければと思います。

井上部会長 そのほかございませんでしょうか。どうぞ。

鈴木委員 政策及び施策の評価のところで、「要検討」と判断された場合、その後、どういったやりとりが生じてくるのか。私がちょっと聞き逃したのかもしれませんけれども、教えていただければと思います。

先ほど、このフロー図で、網かけの部分、4の部分でこの政策評価部会で審議いただきますというご説明をいたしまして、実はその後についてはちょっとご説明を省略してしまったのですけれども、この部会で審議をいただいて、矢印が「7答申」というところがございます。7月7日で調整させていただいていますが、答申のためのご議論をいただいた後、7月下旬に答申をいただくという予定にしていまして、そのいただいた答申の中で、そういった「要検討」といったようなご意見が出てきた場合は、この8にございますように、「宮城県行政評価委員会の意見に対する県の対応方針の作成及び政策評価・施策評価の評価結果を記載した評価書の作成と公表」というところがございまして、いただいたご意見に対して、県の対応方針と最終的な評価書を作成し、それを明らかにしなくてはいけないという手順になっております。

その中で、ご意見を踏まえてこのように修正しましたとか、あるいはご意見を 頂戴しましたが、こういう考えなのでそこは変えませんとか、可能性としては2 パターンあるかと思いますけれども、そういったことを県で最終案として決定し て、それを公表して、なおかつ議会に報告すると。フロー図でいうと9番、10番 の箇所になりますけれども、そういった流れになっております。

鈴木委員 再審議するわけではないんですね。

企画・評価専門監 県の対応方針に対しての審議会もしくは評価部会でのご審議というのは考えて ございません。

井上部会長 そのほかございませんでしょうか。どうぞ。

佐々木委員 最初の議事のところでお伺いすべきことだったのかもしれないんですけれども、 県の方々が評価する流れというところを簡単に教えていただきたいということと、 あとは、県民の意識調査がその評価の中には生かされているかどうか。もし生か されないのであれば、この評価部会の中でそれを審議する必要があるのかどうか という質問です。お願いします。

企画・評価専門監 では、今のご質問にお答えをさせていただきます。

実際にどう評価しているかということと、県民意見についてはどのように斟酌 しているのかといったことだったかと思いますけれども、具体例でご覧いただい たほうが分かりやすいかと思いますので、お手元の厚めのドッチファイルの、青いインデックスで震災復興計画の「施策1」というところをお開きいただければ と思います。

ページ数でいいますと 433 ページになります。433 ページをお開きいただいていますでしょうか。

これは震災復興計画の「施策 1」の「被災者の生活環境の確保」についての評価シートになりますけれども、この評価シートが 433 ページからずっと 444 ページまで続いております。これが、まさに県がどのように評価しているかという、その作成過程まで見られるシートになりますけれども、まず 433 ページには概況を書いてございますが、まず目標指標については、ここにある 2 つの指標について、「災害公営住宅の整備戸数について」は目標が 8,800 戸に対して、実績値が 5,289 戸、達成率としては 60.1%ですので「C」ですということになります。

もう1つ、「被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数について」は、同じような見方で 124.0%の「A」評価ということになっております。

その下に、平成26年県民意識調査というのがありますが、ここはあとでちょっとご覧いただきますけれども、満足群の割合、不満群の割合、それから満足群・不満群の割合による区分ということで、それぞれ書いておりますけれども、ページをめくっていただいて434ページ、こちらがこの施策を県の原案としては「やや遅れている」ということになっておりまして、その下に理由が書いてございます。「目標指標」「県民意識」「社会経済情勢」「事業の成果」となっておりまして、この中で、例えば、県民意識のところをご覧いただくと、「県民意識調査の結果を見ると、この施策に対する高重視群は昨年度よりわずかに下がっているが70.8%と高くなっているとともに、満足度はやや増加している。これは、被災者の生活再建が徐々に進展していることによるものと考えられる」。こういったことを書いております。

これは何を言っているかといいますと、またページをおめくりいただいて 436ページをご覧いただきたいのですけれども、ここに県民意識調査の結果というのが載っております。先ほどいいましたように、震災復興計画の施策については県民意識調査をさせていただいていますので、こういった形で載せていますけれども、平成 24年、平成 25年、平成 26年と、過去3カ年の経過が見られるようになっております。この中では、例えば、一番上の県全体のところでご覧いただくと、この施策に対する重視度ということで、「重要」、それから「やや重要」「あまり重要ではない」「重要ではない」という4段階でお聞きしています。それぞれ「重要」と思う方は、平成24年の場合ですと59.0%、「やや重要」という方は26.0%、この2つを高重視群としておりまして、合計85.0%の方が重視をしております。

それで、「あまり重要ではない」「重要ではない」の2つを低重視群としておりまして、それほど重視していないという方が7.0%。その下の「分からない」という方が8.1%となっております。

この3年間の推移を見ると、高重視群は85.0%から71.3%,70.8%と少し下がってはきているものの、依然として高い水準にあるというところと、満足度に関しては、その下にありますけれども、同じように満足度の高い割合と低い割合の群、グループを分けていまして、その中で満足度の高い割合が、平成24年から平

成25年,平成26年というふうに,45.0%,37.3%,39.8%となっております。 満足度については,やや前年に比べると増加している。これは,被災者の生活再 建が進展していることによるものと考えられるというような形で,担当部局では 県民意識調査の結果からこういうふうに判断をしているということが書いてござ います。

同じように、目標指標等であれば、先ほど言いましたような内容から、過去の 推移を見て、その分析結果等をここに書いておりますし、同じように社会経済情 勢については、特段資料はないんですけれども、この施策を行うに当たって、取 り巻く社会経済情勢についての概要を書いております。

それから、事業の成果については、後ろの方に構成事業の一覧がございます。 この中の事業の分析結果というところで、有効性、必要性、効率性等について、 それぞれある程度成果があったとか、妥当であるとかといったようなことを書い ております。そういった構成事業の成果を把握、分析し、事業の成果等というと ころを書き込んでいくと。

ですので、こういった作業をそれぞれの担当課で行っていただいていまして、ここにその概要が政策評価の原案とその下の評価の理由のところに書いてございます。そこを主にご覧いただいてご判断いただければということでございますけれども、ちょっと具体例でご説明したものですから、少しくどくはなりましたが、こんな感じでよろしいでしょうか。

佐々木委員 ありがとうございます。

井上部会長 そのほか、ございませんでしょうか。どうぞ。

福本委員 東北大学の福本です。

質問というよりも要望に近いのですが。横断的に評価するというのは、評価しやすい項目もあれば評価しにくい項目もありますし、非常に難しいのではないかと思っています。それから、評価の目的にしても、内部の職員の意識向上とか、県民に対する情報公開とかいろいろありますが、実質的に機能する役割と、やはり評価のやり方からしてあまり機能しない役割の両方があるかと思います。行政評価のマニュアルを見ると建前がいろいろ書いてありますが、どういう機能は役割を果たしているとか、どういう機能は結構難しい点があり役割を果たしていないとか、そういった点について、これまでの評価の経験を踏まえて、県としての正式な見解ではなく、担当者の個人的見解で構いませんので教えていただけると、我々にとっても、どういう視点で評価すべきか、コメントすべきかの参考になります。本日でなくても結構ですし、担当者の個人的見解で構いませんので、ぜひお聞きしたいと思います。

全画・評価専門監 今のご趣旨としては、実際に評価の審議を行う際にどういうところが、これまでの経験から中心にやったほうがいいかとか、そういった実際面での何かがあればということかと思いますので、ちょっとご趣旨を踏まえまして、どこまでできるかあれですが、後ほど、何らかの形でご連絡ができればと思います。

福本委員 お願いします。

井上部会長 そのほかよろしいでしょうか。どうぞ。

稲葉委員 評価をされているその評価の内容というか、評価の段階で、AランクとかBランクとかの達成度合い、例えば、政策評価シートの中で達成度A、B、Cというようなランクがありまして、ほぼ達成率で100%を超えているものが大体Aなのかなと。結構達成率100%に近いけれども、100%になっていないものがBなのかなと。Cは80%に行っていないものがCなのかなと何となく理解するんですけれども、数値的にパシッと決まっているものがあれば教えていただければと思います。「概ね順調」とか、その辺に対しても、何か数字で見られるものがもしあれば教えてください。

企画・評価専門監

今,ご質問の中にありました達成度のA、B、Cというのは、目標指標の関係かと思います。目標指標、例えば、資料 2-2 の 1 ページをご覧いただきますと、これは政策評価シートですので、構成する施策が 3 つあって、その施策の中で進捗度を判断する 1 つの材料として目標指標があります。達成度 A、B、Cとございますけれども、まさに委員がおっしゃったように、その下に達成度と達成率について小さくですが注釈をつけさせていただいていまして、目標値を達成している、達成値が 100%以上の場合が Aで、達成率 80%以上 100%未満が B、80%未満が C、実績値が把握できない、現時点ではまだ分からないといったような理由で把握できないものが N ということになっております。

これはそれぞれの目標に対する実績値ということになりますので、明確に数字上の基準がございますが、施策の評価や政策の評価の中で4段階、「概ね順調」とか「順調」とか「やや遅れている」などというものについては、明確な基準というのがなかなかつくりにくいところでして、総合的にとなってしまいますけれども、4つの基準、先ほど説明の中でも触れさせていただきました目標指標の達成度合いですとか、県民意識とか、あるいは社会経済情勢とか事業の成果等などをもって総合的に4段階のうちのどれでしょうかという、ある程度主観も入る部分はあるかと思いますけれども、そのような評価の仕方をしております。

稲葉委員 ありがとうございます。

そうしますと、今の資料2-2の1ページの場合ですと、1番目の施策のところで「地域経済を力強くけん引するものづくり産業の振興」のところはAとかBとかCとかがすごく混在していますけれども、評価としては「概ね順調」で、3番目の「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」というところはAとBとAとなんですが「やや遅れている」というふうに評価されているのは、このようないろいろなものを総合されてこういう評価になっているという認識でよろしいんでしょうか。

企画・評価専門監 そのようにお考えいただければと思います。

具体的には、3ページ以降が、その1つ目の施策について抜粋して載せておりますけれども、4ページのところで、「目標指標等」と「県民意識」と「社会経済

情勢」「事業の成果等」とございます。こちらにいろいろ書いておりまして、先ほどA、B、Cの評価というので見ていただいたのは、この中身の一番上の「目標指標等」の部分だけになりますので、その「目標指標等」の部分と、そのほかに「県民意識」や「社会経済情勢」「事業の成果等」を踏まえて「概ね順調」としたという内容になっております。同じように、施策2、施策3と、それぞれの理由で「概ね順調」なり「やや遅れている」といった評価に、現時点ではなっているとお考えいただければと思います。

井上部会長ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

ちょっとすごく実務的な話なんですけれども、資料6の分科会の進め方の政策評価の2のところですね。全くこれで異存はないんですけれども、中にいくつか1政策1施策のものがあったと思うんですが、その場合は、必ずしも施策評価で事前抽出されても政策で対面審議はなくてもいいかなと。もし、政策の対面審議が必要であれば、そういう形で少しその委員の方にそこについて書いていただくような形にして、ちょっとこれで、このルールでやるよとなると、必ずしもやらなくてもいいことをやってしまいかねないので、ちょっとそこのところだけ、特に書き込まなくてもいいんですけれども、一応そういうやり方で進めていただいたほうがいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

企画・評価専門監 確かに、1つの施策しかないというものもございますので、これについては運用の部分で何とか対応させていただければと思います。具体的な取り扱いは後でご相談をさせていただければと思います。

井上部会長 3つぐらいしかそういう政策はなかったと思うんですけれども,第3分科会に 2つあって,毎年,これはいるのかという話をしていたような気がしましたので。

企画·評価専門監 はい,ご事情は理解しましたので,対応させていただきたいと思います。

井上部会長 そのほかございませんでしょうか。

大分活発なご意見,ご質問をいただいて,委員の方々も理解が進まれたのでは ないかなと思います。

ただ、やってみると、いろいろなことがこれから出てくると思いますが、先ほど事務局もおっしゃられたように、いつでも質問してくださいということです。 そろそろ会議終了の時間が迫ってきておりますので、特段ご意見やご質問等がなければ、議論を打ち切らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 では、どうも長いご議論ありがとうございました。

それでは、これからお忙しい中のご審議になるかとは思いますが、どうぞよろ しくお願いいたします。

本日, 用意された議題は以上ということになりますけれども, 委員の皆様, ほかに何かございますでしょうか。

特になければ、以上で議事を終了したいと思いますが、先ほど事務局のほうからもご案内がありましたように、次回の政策評価部会は7月7日火曜日を予定しております。全員の日程がなかなか調整できなかったということで、最大公約数

で調整ということをご了解いただければと思いますが、後日、正式に事務局から ご連絡があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは, 事務局に進行をお返ししたいと思います。

皆様どうもご協力ありがとうございました。

司 会 長時間のご審議,どうもありがとうございました。

繰り返しになりますが、ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせ をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして平成27年度第1回政策評価部会を終了いたします。 本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 稲葉 雅子 印

議事録署名人 内海 康雄 印